

ふくしまあこがれの連鎖・関係人口創出オンライン交流モデル調査事業

～おうちでふくしま移食住～

業務委託公募型企画プロポーザル実施要領

1 事業の目的

近年、県中地域12市町村(郡山市、須賀川市、田村市、浅川町、石川町、鏡石町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、天栄村、平田村)の過疎地域における人口減少・少子高齢化が進み、地域の活力が低下していることから、地域振興、移住促進、関係人口創出が重要課題となっている。

一方で、新型コロナウイルスの流行を契機とする社会変容により、地方移住希望者の増加、デジタル・オンライン施策の需要増加など、新たなトレンドが生じている。県中地方振興局としては、新たな時代潮流であるデジタル化・オンライン化の観点から市町村等をより強固にサポートするため、地域の牽引役となり、再現可能性が高く、市町村で水平展開可能な関係人口創出オンライン交流モデル調査事業を、地域の主役たる市町村や地域のキーパーソン等とともに実施し、ノウハウを蓄積していくことが求められている。

そこで、本事業では、ふくしま創生総合戦略の基本的な視点である「『ふくしまの地』で挑戦する姿を見て、自分も挑戦したくなる、人が人を呼び込む”あこがれの連鎖”を生む社会の実現」を地域レベルで具体化するモデル事業を、市町村や地域のキーパーソンと連携して実施し、水平展開していく。特に、新型コロナウイルス下で急速に拡大したデジタル社会への対応が急務となっているため、市町村、地域のキーパーソンとともに、オンラインの活用により移住希望者の利便性やサービス満足度を高め、あこがれの連鎖を生む地域の実現を目指す。

具体的には、管内市町村の広域連携で、食をフックとするオンライン交流イベントやオンライン現地ツアーを開催し、現在の生活で多忙な移住希望者にも、時間的・金銭的な制約にとらわれずに、手軽にオンラインでふくしまの現地移食住体験を提供し、移住希望者との関係性を深め、より移住に繋がりやすい濃密な関係人口を創出する。オンラインイベントでは、地域おこし協力隊や地域のキーパーソン等にも御参加いただき、オンラインツアーにより、地域の魅力や誰もが憧れるふくしまならではのライフスタイル、地域おこしのやりがい等をリアルに伝えていただき、“あこがれの連鎖”を創出する。オンラインツアーで地域に興味を持ち、実際に地域を下見したいという移住希望者には、ふくしまチャレンジライフ推進事業等による、現地でのよりリアルな体験を提供することで、将来的な移住に繋げていく。

また、パラレルキャリア人材共創事業とも連携し、副業人材としてふくしまに関わりたい方など、新たな関係人口への訴求チャンネルを増やし、本オンライン交流事業を契機として、ふくしまチャレンジライフ推進事業でも実際に福島県に来県いただき、より深い関係構築や移住につなげるなど、各事業の効果を更に高める。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしまあこがれの連鎖・関係人口創出オンライン交流モデル調査事業
～おうちでふくしま移食住～

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日（木）までの期間

(4) 委託費の上限

9,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生法手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

ク 県税等の滞納がないこと。関係法令の手続等を順守していること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県中地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県中地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月11日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、福島県県中地方振興局企画商工部宛に電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「ふくしまあこがれの連鎖・関係人口創出オンライン交流モデル調査事業に関する質問」とし、電子メール・FAXとも、電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話、訪問による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県県中地方振興局のホームページに令和3年6月14日（月）までに掲載予定です。

なお、個別の回答は行いません。

5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「ふくしまあこがれの連鎖・関係人口創出オンライン交流モデル調査事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和3年6月16日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時までとします。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

6 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和3年6月21日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時までとします。

(3) 企画提案書等

- ア 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)
- イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 会社概要が分かる資料やパンフレット等
- オ 業務実施体制書(第3号様式)
- カ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
- キ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第4号様式)

(4) 提出部数

ア～オ 6部(正本1部、副本5部) /カ～キ 1部(正本1部)

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基

づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時 令和3年6月28日（月）
- ・方法 ZOOMミーティング機能を用いたオンライン開催（予定）
※時間等詳細については、後日連絡します。

イ プロポーザルの所要時間

15分間以内の説明と10分間程度の質疑応答を実施します。

ウ プレゼンテーションの発表

本事業を主として担当する予定の者が行うこと。

エ 審査基準等

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5点
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか。	10点
企画提案 ・内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。 本実施要領や別紙仕様書の内容を遵守しているか。	10点
	企画提案 (実現可能性)	地域の特性を理解し、円滑な事業の実施ができる提案になっているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	首都圏等の多くの参加者を集められる、効果的な情報発信(リーチ)方法をとっているか。	10点
	企画提案 (企画性②)	あこがれの連鎖を生むことができる企画提案になっているか。	10点
	企画提案 (企画性③)	交流会の参加者の立場から見て、魅力溢れる企画提案になっているか。	15点
	企画提案 (企画性④)	次年度以降、市町村に水平展開できるよう標準化やマニュアル化への工夫が見られるか	5点
	企画提案 (企画性⑤)	県中地域12市町村やキーパーソンが共にデジタル・オンラインで情報発信できる環境の構築がなされているか。	5点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	5点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点

・審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

オ 業務委託予定者の選定

- ・各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とします。
- ・プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であるこ

とを条件とします。

(3) 通知等

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。また、HP上でも公表します。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年6月1日(火)
質問受付	令和3年6月1日(火)～6月11日(金)正午まで
質問回答	令和3年6月14日(月)
プロポーザル参加表明期間	令和3年6月16日(水)17時まで
企画提案書提出期間	令和3年6月21日(月)17時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和3年6月28日(月)
審査結果通知	令和3年7月1日(木)(予定)
仕様書の協議等	令和3年7月5日(月)～7月7日(水)(予定)
契約締結	令和3年7月9日以降(予定)

10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒963-8540

郡山市麓山1丁目1番1号(郡山合同庁舎 本庁舎2階)

福島県県中地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 担当：志波真英

電話 024-935-1323 FAX 024-939-4674

E-mail kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp